

地域枠医師の離脱に係る取扱い方針

- 地域枠医師から離脱の申し出があった場合は、まず県として県内従事に対する慰留に努めるが、地域枠医師の離脱意志が固い場合は地域枠医師本人、大学及び県の三者面談により、最終意思確認を行うこととする。
- 三者面談では地域枠離脱者の道義的責任が残ることも再確認し、連携プログラム等による県内従事及び専門研修修了後の将来的な県内従事に努めてもらう趣旨の誓約書を地域枠医師と交わしたうえで、離脱を認めることとする。

＜具体的な対応＞

- 地域枠医師本人、大学及び県の三者面談を実施。

【面談確認項目】

- ・ 県外の医療機関、指定診療科外を専攻する理由
 - ・ 地域枠医師離脱者の道義的責任（連携プログラム等による神奈川県内医療機関の従事への配慮など）について
 - ・ 上記誓約書に基づき離脱後の就業状況（初期臨床研修を除く9年間）を県に毎年報告すること
- 医療対策協議会（又は地域医療支援センター運営委員会）で離脱の報告（書面開催含む）を行う。

【国審議会等における議論】

＜初期臨床研修について＞

- 国の医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（令和元年7月）において、ある県の臨床研修基幹病院が、他県の地域医療への従事要件等が課されている地域枠医師を採用決定した事案について議論され、その結果、一部臨床研修基幹病院の補助金が削減された。
- 加えて国の議論では、地域枠に係る契約は、民法に基づく金銭貸借契約のため、償還の意志があれば契約の破棄は可能であるが、地域枠で入学した事実までは抹消できず、その道義的責任は残るとの確認がなされた。
- なお、上記補助金の減額等に加えて、募集定員の減員又は臨床研修病院の指定の取消しを行うことについては継続検討となっている。

＜専門研修について＞

- 国の医道審議会医師分科会医師臨床研修部会（令和2年7月）において、都道府県の同意を得ずに専門研修を開始した者については、原則、日本専門医機構の専門医の認定を行わないこととすること。認定する場合も、都道府県の下承を得ることを必須とすることが概ね了承されている。